

新冠町プレミアム付商品券を発売します！！

物価高騰の影響を受けた町民の皆さま、町内事業者の皆さまを支援することを目的として、新冠町プレミアム付商品券を発売します。

商品券のプレミアム率は50%と大変お得なものとなっています。

○商品券の内容

【町民1世帯】

『1冊5,000円で7,500円分利用できる商品券』を最大20冊(10万円)まで申込可能です。

※1世帯4冊(2万円)の購入を保証します。

※申込が多い場合は、5冊目以降は希望どおり購入できないことがあります。

○対象者

令和8年6月1日現在、町内に住所のある方すべての世帯主が対象となります。

7月24日(金)に発行する町政事務委託文書にて、『引換購入申込書』を配布します。

○商品券の購入方法

『引換購入申込書』による事前申込制となっていますので、7月24日(金)から8月10日(月)までにお申し込みください。

『引換購入申込書』は往復はがきとなっています。

◆申込者へは返信はがきにて『販売引換券』を送付します。

◆『販売引換券』と現金、身分証明書を持参のうえ、9月11日(金)から9月17日(木)までの期間に、本町多目的交流センターにおいて、商品券との引き換えを行います。

○商品券の使用期限

9月11日(金)から12月31日(木)まで
※使用期限を過ぎての使用や返金もできませんのでご注意ください。

○取り扱い事業所

町内にある事業所については、利用できるよう準備を進めています。取り扱い事業所が決まり次第、改めてお知らせします。

●問い合わせ先

新冠町商工会 ☎0146・47・2421

企画課まちづくりグループ商工労働観光係

☎0146・47・2498

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

令和8年8月より家庭ごみの収集方法が一部変わります

令和8年8月より、これまで収集できないごみとして取り扱っていた『リチウムイオン電池類(蓄電池)』を新たに受け入れます。また、『発火性危険物(スプレー缶・ガスボンベ・ライター)』の出し方について、下記のとおり変更となりますのでお知らせします。

1 新規受け入れ開始 リチウムイオン電池類

スマートフォン・モバイルバッテリー・充電式乾電池・工具および家電用バッテリー・小型家電に内蔵され分離できないもの(電子タバコ・携帯扇風機・ゲーム機・電動シェーバー・ワイヤレスイヤホン等)など



※端子部分をガムテープ・ビニールテープなどで絶縁(テープで覆う)し出してください。

※小型家電などでバッテリー格納部に亀裂等の破損がある場合はテープで塞ぎごみなどが入らないようにして出してください。

2 出し方が変わるもの 発火性危険物(スプレー缶・ガスボンベ・ライター)

○変更前

「燃やせないごみの袋」にまとめて入れる



○変更後

「透明または半透明の袋」にまとめて入れる



3 出し方のルール (リチウムイオン電池類・発火性危険物共通: 同袋可)

○使う袋 中身の見える透明または半透明の袋に入れてください。

○収集日 燃やせないごみの日に出してください。



リチウムイオン電池類は発火性危険物と同じ袋に入れて構いませんが、**膨らんでいる・液漏れしている電池類**は発火の危険が高いため、必ず別の袋に入れ、袋の外側に大きく「**膨らんでいる**」または「**液漏れあり**」と書いて出してください。

※詳細は令和8年7月24日(金)配付の町政事務委託文書をご覧ください。

●問い合わせ先: 町民生活課町民生活グループ環境衛生係 ☎0146・47・2112

一定面積以上の土地取引は『届け出』が必要です

町内で一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法の規定に基づき、土地の権利取得者(買主等)は、町へ届け出が必要となります。

○届け出の対象となる面積

(1) 市街化区域で、2,000平方メートル以上の取り引き

(2) 市街化区域以外の都市計画区域で、5,000平方メートル以上の取り引き

(3) 都市計画区域外で、10,000平方メートル以上の取り引き

※新冠町では、(3)が届け出の対象となります。

※個々の土地面積が小さくても、譲受人(権利取得者)が同一の目的のために購入した土地が、最終的に上記面積以上のひとまとまりの土地となる場合は、一団の土地として届け出の対象となります。

○提出書類(各1部)

・土地売買等届出書

- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地や付近の図面(縮尺5千分の1程度)
- ・土地の形状の図面(縮尺5百分の1から2千分の1程度)
- ・委任状(代理人が届出する場合のみ)

○届出期限

契約(予約を含む)締結日より2週間以内
※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

○罰則

届け出を行わなかった場合、6カ月以下の懲役、または100万円以下の罰金に処されることがあります。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】

<https://www.niikappu.jp/>

[gyose/2018-totitorihiki.html](https://www.niikappu.jp/gyose/2018-totitorihiki.html)

※右のQRコードから閲覧できます。



●問い合わせ先・届出書提出先: 企画課まちづくりグループ企画係 ☎0146・47・2498